

# 会津美里町緊急通報システム使用貸借契約書

会津美里町（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）との間に緊急通報システム（以下「システム」という。）の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

## （貸与条件）

第1条 甲は、乙に対してシステムを貸し付け、乙はこれを借り受ける。

2 前項の貸付にかかる個人負担の額については会津美里町緊急通報システム事業実施要綱で定める額とする。

## （貸与期間）

第2条 システムの貸与期間は、本契約締結の日から乙が会津美里町緊急通報システム事業実施要綱第4条に規定する対象者に該当しなくなるまでの期間とする。

## （引渡し）

第3条 甲は、システムの貸与にあたっては乙の居宅において引き渡すものとする。

2 甲は、貸与に際しては、乙に対し貸与の目的、貸与条件、システムの取扱い方法等について十分に説明、指導するとともに、貸与期間中についてもその適正な利用及び管理が図られるよう指導するものとする。

## （費用の負担等）

第4条 乙は、善良な管理者の注意をもってシステムを維持監理するものとし、システムの使用及び維持に要する費用は、乙の負担とする。

## （転貸等の禁止）

第5条 乙は、システムを他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換若しくは担保に供してはならない。

(使用上の損傷等)

第6条 乙は、システムをき損又は滅失した場合は、直ちに甲にその状況を報告し、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(システムの返還等)

第7条 乙は、システムの貸与を必要としなくなったときは、速やかに甲にその返還を申し出なければならない。

2 甲は、乙がシステムを必要としなくなったとき又は本契約に違反したと認めるときは、その返還を命ずることができる。

(緊急時の立ち入り等)

第8条 乙は、緊急時にシステムを使用したときは、緊急通報協力員、消防署員等の関係機関等（以下「関係機関等」という。）が住宅に立ち入りすることを認めるものとする。

2 乙は、関係機関等が立ち入ったとき、住宅の一部に破損が生じても、修復責任を問わないものとする。

(協議事項)

第9条 この条約に定めのない事項又はこの契約に疑義を生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地  
会津美里町

会津美里町長 杉山 純一

乙 福島県大沼郡会津美里町